

## 天童市告示第13号

天童市建設工事最低制限価格制度実施要綱を次のように定める。

令和4年2月21日

天童市長 山本信治

### 天童市建設工事最低制限価格制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により最低制限価格を設けて競争入札の落札者を決定することについて、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格を設定する工事は、競争入札に付する全ての建設工事とする。ただし、最低制限価格を設定することが不相当であると認められる場合は、この限りでない。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格の設定は、天童市事務決裁規程（平成5年市訓令第2号）別表第1に掲げる予定価格の設定に係る専決者が行うものとし、当該設定に係る事務は、総務部財政課において行う。

2 最低制限価格の算定は、予定価格の算出の基礎となった費用に市長が別に定める割合を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、当該端数は切り上げる。）とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に110分の100を乗じて得た額をいう。以下同じ。）に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは当該10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、入札書比較価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは当該10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、次に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 最低制限価格制度の適用があること。
- (2) 最低制限価格を下回る価格での入札は、失格となること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

2 最低制限価格は、入札後に公表するものとし、公表の方法等については、別に

定める。

(落札者又は落札候補者の決定)

第5条 入札執行者は、入札の結果、最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該最低制限価格を下回る価格での入札を無効とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者又は落札候補者とする。

(入札の不調)

第6条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札を不調とする。

(入札調書への記載)

第7条 入札執行者は、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札調書の備考欄に失格と記載するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年4月1日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。